

工事委託協定の変更協定の締結について

蕨跨線人道橋修繕工事委託の協定について、次のとおり変更協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年蕨市条例第 19 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 協定の目的

蕨跨線人道橋修繕工事委託

2 協定の金額

変更前 金 687, 880, 853 円

変更後 金 750, 822, 271 円

3 協定の相手方

埼玉県さいたま市大宮区錦町 434 番地 4

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 森 明

令和 5 年 11 月 28 日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄